

那須塩原市利便増進実施計画策定等支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

那須塩原市利便増進実施計画策定等支援業務委託（以下「本業務」という。）は、第2次那須塩原市地域公共交通計画に挙げる「交通空白地域の解消に向けたゆーたく再編及び利便性向上」を目指して、令和7年4月1日から再編し実証運行を行っているゆーたクの更なる利便性の向上に向けた、移動範囲の見直しや交通結節点等における接続性の確保、また、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた運賃体系及び利用者増の取組を行うための事業内容を設定した計画素案の作成を目的としています。

本業務では、地域公共交通に関する専門的知見に基づく技術的助言等を受けながら、現在の第2次那須塩原市地域公共交通計画等の関連計画と整合性を図りつつ、素案の作成を実施していきます。

2 業務の内容

（1）業務概要

那須塩原市利便増進実施計画を令和7年12月に策定することを見据え上記の業務目的及び国土交通省が公表する「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に準拠した計画書素案を作成するものとする。

（2）業務項目

計画書素案の作成に関する各業務項目は次のとおりとする。

①公共交通網の利便増進に関する課題の整理

「第2次那須塩原市地域公共交通計画」の進捗状況を確認の上、本市の公共交通の利便増進に向けた課題を整理する。

②現状データの把握

令和6年度3月末までのデマンド交通「ゆーたく」、「ゆーたくプラス」の毎月の利用状況データをもとに、路線別・便別の利用人数、目的地、世代等の利用動向を分析する。

③交通事業者との協議

那須塩原市内で旅客運送事業を行う民間バス事業者及びタクシー事業者との協議を実施し、利便増進に向けた課題を整理する。加えて、計画実施に向けた協議を行う。

④那須塩原市地域公共交通利便増進実施計画素案の作成

デマンド交通の課題分析や、交通事業者との協議結果に基づき、事業内容、実施主体、地域公共交通利便増進実施計画を作成する。

⑤地域公共交通会議の開催

地域公共交通利便増進実施計画の策定に向け、交通事業者や住民及び利用者の代表者、関係行政機関等で構成する地域公共交通会議（3回程度）において協議を行う。

また、必要に応じてアドバイザーとの打合せ（3回程度）を実施する。

上記の会議等で行う支援業務は次のとおりとし、その詳細については会議等の内容に合わせ市と受託者で協議し、業務内容を決定するものとする。

- 会議資料作成補助
- 説明補助
- 会議録作成

(3) 成果物の作成

本業務の成果を報告書として作成すること。

3 契約条件

(1) 契約履行期間

契約の日の翌日から令和7年12月31日まで

(2) 成果物

次に掲げる成果物を紙媒体及び電子データで2部提出すること。

- 業務報告書（那須塩原市利便増進実施計画書素案を含む）
- その他業務で使用した資料一式
- 上記成果物の電子データ一式（CD-R 又は DVD-R）

4 支払条件

1回（精算払い）

5 その他

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成して那須塩原市地域公共交通会議事務局（那須塩原市交通防犯課）（以下「事務局」という。）に提出し、承認を得ること。業務計画書は任意様式とするが、主な記載事項は次のとおりとする。

- 作業に従事する者（業務全体を統括する責任者を含む。）の名簿と連絡先を明記した作業体制図
- 業務項目別の工程表

(2) 連絡調整等

受託者は、本業務の履行期間中、進捗状況等に関する事務局との打合せを関係会議への出席時等に合わせて月1回程度実施すること。また、本業務の履行に当たり、事務局等から助言等を求められた際は、速やかに回答等を行うこと。

(3) 情報提供

本業務により受託者が調査等を行い作成した資料については、令和7年度から令和9年度的那須地域定住自立圏及び那須塩原市地域公共交通計画推進等を実施するなかで、資料の提供を求められる場合がある。

この場合において受託者は、事務局からの求めに応じて、本業務を遂行する上で、支障のない範囲内で資料提供を行うものとする。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の保護については、事務局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関し知り得た秘密は第三者に漏らしてはならない。